

令 4 環 境 政 策 第 4 5 1 号
令和 4 年(2022 年) 1 1 月 1 日

都市計画決定権者

山 口 県

代表者 山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県知事 村岡 嗣政

(仮称) 下関北九州道路に係る環境影響評価方法書に対する
知事意見について

このことについて、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 10 条第 1 項の規定に基づき、環境保全の見地から別添のとおり意見を述べます。

なお、本方法書に対する下関市長の意見は、別添写しのとおりです。

(仮称)下関北九州道路に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

(仮称)下関北九州道路(以下「本事業」という。)は、下関市から北九州市に至る橋梁部を含む延長約8kmの道路を整備する事業であり、関門トンネル・関門橋の代替機能の確保、さらには循環型ネットワーク形成による関門地域の一体的発展を目的に計画されている。

また、本方法書においては、計画段階環境配慮書で示された3ルート帯から、政策目標の実現可能性、自然環境・生活環境等の影響の回避、低減の観点から、集落や市街地を可能な限り回避した「集落・市街地回避ルート」を選定している。

一方、本事業は大規模な橋梁構造を含み、橋脚の位置、構造によっては、海域における水環境及び海生生物の生息環境への影響が懸念されるほか、工事期間が長期にわたる場合にあっては、それに伴う生活環境への影響も懸念されるが、本方法書においては、ルートの位置や道路構造、工事計画は明らかにされていない。

このため、事業計画の検討に当たっては、ルートの位置等を明確にし、本事業に伴い予想される環境影響を的確に把握した上で適切な配慮が必要となる。

今後、方法書の記載事項はもとより、以下の事項についても十分留意した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響評価準備書を作成すること。

1 全体的事項

(1) 対象事業実施区域及びその周辺には、重要な植物群落や重要な自然環境のまとまりの場等が認められるほか、対象事業実施区域周辺には活断層の存在も確認されていることから、ルートの位置や道路構造、工事計画の具体化に当たっては、可能な限り最新のデータの把握に努め、環境に配慮した計画とすること。加えて、本事業の実施により、既存の周辺道路においても交通量の増加等が想定されることから、交通量の変化が見込まれる範囲を的確に把握した上で、生活環境への影響が最小となるよう検討すること。

(2) 本方法書では、具体的なルートの位置や道路構造、工事計画等が明らかにされていないことから、準備書においては、これらを明確にした上で、環境の保全の配慮に係る検討の経緯として、調査・予測地点及びその選定理由、調査、予測及び評価の結果を詳細に分かりやすく記載すること。

(3) 調査、予測及び評価の実施に当たっては、専門家からの助言、関係自治体や地域住民等からの意見を踏まえ、適切な手法の選定に努めること。

また、調査、予測及び評価を行う過程において、環境影響評価項目及び手法の選定に係る事項に新たな事情が生じた場合には、選定した項目や手法を必要に応じて見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど、適切に対応すること。

(4) 今後の手続を進めるに当たっては、事業計画や環境保全措置等について関係自治体や地域住民、漁業者等に対して積極的な情報提供と丁寧な説明に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気質及び騒音・振動

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、複数の住居や学校等が存在することから、大気質及び騒音・振動による影響が懸念される。このため、当該道路及び近接する道路との複合影響並びに連結部やインターチェンジ部等の道路特殊部特有の影響を踏まえ、大気質及び騒音・振動の影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、調査・予測地点の選定に当たっては、本事業が周辺の交通ネットワークに及ぼす影響も加味した上で、適切な地点を選定すること。

イ 本事業は、建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の影響が懸念されるが、本方法書においては環境影響評価項目に選定されていない。対象事業実施区域及びその周辺における最新のデータが環境基準を超過する場合は、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討するなど、生活環境への影響に配慮すること。

(2) 水環境

本事業は海峡を渡河する大規模な橋梁構造を含むことから、工事に伴う水質・底質及び海生生物への影響や、道路の存在に伴う潮流の変化等、水環境への影響が懸念される。このため、事業計画の策定に当たっては、海域部における直接改変の箇所数及び改変面積を可能な限り最小化すること。その上で、海域において道路橋脚が設置される場合にあつては、水底の掘削等に伴う水質・底質への影響を的確に把握可能な調査地点及び調査手法を選定すること。また、道路の存在による水環境への影響を環境影響評価項目に追加することについて検討すること。

(3) 動物・植物・生態系

ア 対象事業実施区域には、重要な植物群落である「彦島福浦町金比羅神社社叢」が存在するほか、自然海岸や藻場等の重要な自然環境のまとまりの場が分布しており、多様な生物が生息していることが想定される。このため、調査、予測及び評価の実施に当たっては、ルート上の位置や工事計画を踏まえた適切な調査地点及び予測手法を選定の上、当該地点に生息・生育する動植物種の状況を的確に把握可能な調査時期及び期間を設定すること。関門海峡を縦断する鳥類については、調査範囲を広げる等により、主となる飛翔ルートを的確に把握すること。

イ 海域において道路橋脚が設置される場合にあつては、工事の実施に伴う水中音の発生や水質の変化、道路の存在に伴う潮流の変化等を踏まえ、海生生物への影響を的確に把握可能な調査地点及び調査手法を選定すること。

(4) 景観

対象事業実施区域及びその周辺は、関門海峡並びにそれに面した地域における山並み等の自然環境、歴史や文化が薫る街並み及び人々の活動により構成される「関門景観」が形成されている地域であることから、調査地点の選定に当たっては、俯瞰景のみならず、仰瞰景も含め、景観への影響について、適切に予測及び評価可能な地点を選定すること。

また、橋梁のデザイン、色彩等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成した上で、垂直視野角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、景観への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物及び建設発生土について、発生量を把握し、発生を抑制するとともに、有効利用についても検討を行った上で、適切に予測及び評価を行うこと。

(6) 温室効果ガス等

事業の実施に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスについて、その排出による環境への負荷を低減するため、工事中及び供用時の排出量を定量的に算出する等、調査、予測及び評価の実施について検討すること。



下環政第2055号

令和4年(2022年)10月3日

山口県知事 村岡 嗣政 様

下関市長 前田 晋太郎



(仮称) 下関北九州道路環境影響評価方法書について (回答)

令和4年(2022年)4月1日付け令4環境政策第11号で照会のあった標記の件について、別紙のとおり市長意見として回答いたします。

別紙

1 全体的事項について

(1) 事業計画

ア 既存道路との接続位置及び道路の詳細設計等の検討にあたっては、当該道路の将来交通量だけでなく、当該道路の供用に伴い変化すると想定される周辺道路の将来交通量も含めて検討し、生活環境への影響が少なくなるよう十分な配慮を行うこと。

イ 海域に橋脚を設置する場合は、工事期間が長期にわたると予想されることから、海を利用する漁業者等に十分配慮すること。

(2) 住民等への説明

ア 具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で、当該道路が設置される彦島地区をはじめ、影響を与える地区の住民に対して、事業計画案や生活環境への影響について説明会の実施を検討すること。

イ 準備書の作成にあたっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。

2 個別的事項について

(1) 大気環境（大気質・騒音・振動・低周波音）

ア 工事期間が長期にわたると予想されることから、建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行における工事の実施に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）への影響について、予測及び評価を行うことを検討すること。

イ 既設道路との複合的な影響を及ぼす可能性があることから、自動車の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）、騒音、振動及び低周波音については、道路構造を踏まえて発生源を適切に設定したうえで、当該道路との接続部やランプ、ジャンクション等の道路特殊部に適した予測及び評価を行うこと。

ウ 当該道路の供用による交通量の変化が周辺の交通ネットワークに及ぼす影響を想定したうえで、交通量が増加すると推定される地点においても、自動車の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）、騒音、振動及び低周波音について、調査、予測及び評価の実施を検討すること。

(2) 水環境（水質・底質）

底質について、海域に橋脚を設置する場合は、水底の掘削等に伴う有害物質の拡散の影響を適切に把握できる地点で調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 動物・植物・生態系

ア 動物、植物及び生態系の調査については、生息種類が多いため、適切な時期及び期間に実施すること。また、工事期間が長期にわたると予想されることから、この点も考慮した予測及び評価を行うこと。

イ 海域に橋脚を設置する場合は、工事の実施に伴う水中騒音が発生するため、海洋生物への影響について適切に予測及び評価すること。

(4) 景観

ア 水際から眺めた水面や船舶、背景にある山並みや市街地を望む景色が関門海峡の景観の特色のひとつであることから、景観の評価にあたっては、主要な眺望点からの俯瞰景（見下ろす景観）の評価だけでなく、仰瞰景（見上げる景観）の評価ができる地点を加えた調査、予測及び評価について検討し、可能な限り生活景への影響を回避及び低減すること。

イ 景観について、主観的な評価手法だけでなく、可能な限り客観性のある手法も活用して評価すること。